

(総 則)

- 第 1 条 「ケーブル・プラットフォーム社外委員会」(以下「委員会」という。)は、ケーブル・プラットフォーム事業者(以下「プラットフォーム事業者」という)が策定した「放送法第 155 条に定められた有料放送管理業務の実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づき、ケーブルテレビ業界におけるサービス・プラットフォームの役割を担うという観点において、業務の公正性・中立性・透明性等を確保するための措置を講ずることを目的とする。
2. 前項の目的を達するために、委員会は、実施方針に関して、プラットフォーム事業者が当該実施方針どおりに取組を行っているのかチェックし、必要と判断した場合は、プラットフォーム事業者に対して取組の是正、実施方針の改正・変更等を勧告することができる。
 3. 第 1 項の目的を達するために、委員会は必要に応じて、ケーブルテレビ事業者からの意見及び質問(以下「意見等」という。)を抽出し、ケーブル・プラットフォーム事業者へ伝達する。

(委員会の選任及び構成)

- 第 2 条 委員は、学識経験者及び弁護士委員(以下「有識者委員」という。)3 名、ケーブルテレビ事業者を代表する委員 2 名、日本ケーブルテレビ連盟理事 1 名及びプラットフォーム事業者を代表する委員 1 名により構成する。
2. 有識者委員及びケーブルテレビ事業者を代表する委員は、日本ケーブルテレビ連盟の理事会の推薦を受け、プラットフォーム事業者が選任する。
 3. 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。ただし、委員長は有識者委員から選任するものとする。
 4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が委員会に出席できない場合、委員長の業務を代行する。

(任 期)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
2. 委員に欠員が生じた場合は前条に従い後任の委員を選任する。この場合の委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
 3. 委員長及び副委員長の任期は、原則として、当該委員の任期によるものとする。

(会議の招集および開催)

- 第 4 条 委員会は、原則として 3 ヶ月に 1 回、委員長の招集により開催する。
2. 委員長が必要と認めたとき、または委員 2 人以上が委員長に会議の招集を求めたときは、臨時に開催する。
 3. 委員会の開催は、委員長または副委員長、ケーブルテレビ事業者を代表する委員 1 名及びプラットフォーム事業者を代表する委員の出席を要するものとする。
 4. 委員会の議事は、委員長を含む有識者委員 2 名以上、ケーブルテレビ事業者を代表する委員 2 名、日本ケーブルテレビ連盟理事及びプラットフォーム事業者を代表する委員が出席しなければ議決できない。
 5. 意見等を申し入れたケーブルテレビ事業者は、あらかじめ委員長の許可を得たうえで委員会を傍聴することができる。
 6. 議長は委員長がつとめる。

7. 委員長は、必要に応じ、事務局に対し議題の説明を求めることができる。
8. 委員長は、必要に応じ、傍聴者の事情説明を求めることができる。

第5条 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ適宜の方法をもって欠席の旨を事務局に申し出ておかなければならない。

2. 欠席する委員は、書面をもって意見を述べるることができる。

(委員長の権限、議決の方法)

第6条 委員長は、委員会の会議を司会し、議事について意見を述べ、かつ議決に加わることができる。

2. 委員会の議事は、原則として、議決権を行使した委員の過半数による議決とする。
3. 委員会における議決の際、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。

(意見等の取扱いについて)

第7条 委員会に申し入れられた意見等の取扱基準は、次による。

- (1) プラットフォーム事業者の定めた実施方針に関するものとする。
- (2) 対象となる意見等は、ケーブルテレビ事業者とプラットフォーム事業者との間の話し合いが既に行われているものとする。
2. 意見等の申入れは、実施方針の適用対象となる全てのケーブルテレビ事業者が行うことができる。
3. 重大な事項については、意見等の申入れを待たずに、委員会の判断により取り扱うことができる。

第8条 意見等の申入れは、事務局に対し行うものとする。

2. 申入れられた意見等の受理・手続は、別に定める申入れ手続による。

第9条 委員会は、事務局が事前に受理・収集・作成した資料等に基づき協議を行う。

(事情聴取等)

第10条 委員会は、協議にあたり、当事者に事情を聴くほか、関係事業者或いは専門家等の意見を聞くことができる。

(公開、公表)

第11条 委員会は原則非公開とする。但し、委員長が相当と判断した場合には、公開することができる。

第12条 委員会議事録は公表しない。但し、当事者には議事録を通知するものとする。

第13条 委員会の議事要旨は原則公表する。

2. 前項の公表にあたり、委員会は、実名で公表することについて当事者の事前の承諾を得る。特別の事情がある場合は、本人の希望により匿名とする。
3. 公表は、日本ケーブルテレビ連盟 HP その他適宜の方法により実施する。

(事務局)

第14条 事務局は、日本ケーブルテレビ連盟とプラットフォーム事業者の推薦により委員長が指名する。

第 15 条 委員会は、委員会の運営事務のうち、次に掲げるものを事務局に行わせる。

- (1) 申し入れられた意見等に関する調査と報告
- (2) 委員会の協議の結果について、意見等申し入れたケーブルテレビ事業者へ通知すること
- (3) 会議、記録に関する事務を行うこと
- (4) その他調査研究のために必要な事務の処理

(改正)

第 16 条 この規則の改正については、委員会の過半数の議決を要する。

付 則

制定：